

○長崎市指定介護予防・日常生活支援事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱

改正後	改正前
<p>(管理者)</p> <p>第7条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(掲示)</p> <p>第31条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の見やすい場所に、第27条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所に備え</p>	<p>(管理者)</p> <p>第7条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所</u>、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(掲示)</p> <p>第31条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の見やすい場所に、第27条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防訪問介護相当サービス事</p>

付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第39条 [略]

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) [略]

(2) 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第42条第9号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第24条の規定による本市への通知に係る記録

(5) 第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第37条第2項の規定による事故の状況及び当該事故に際し

業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

[新設]

(記録の整備)

第39条 [略]

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) [略]

(2) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

[新設]

(3) 第24条に規定する本市への通知に係る記録

(4) 第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第37条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して

て採った処置の記録

3 [略]

(指定介護予防訪問介護相当サービスの具体的取扱方針)

第42条 訪問介護員等の行う指定介護予防訪問介護相当サービスの方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(6) [略]

(7) 指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(8) 指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10) 前号の場合においては、市長に対し、速やかに同号に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。

採った処置の記録

3 [略]

(指定介護予防訪問介護相当サービスの具体的取扱方針)

第42条 訪問介護員等の行う指定介護予防訪問介護相当サービスの方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(6) [略]

(7) 指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等を説明するものとする。

[新設]

[新設]

[新設]

(11)~(14) [略]

(15) 第1号から第13号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問介護相当サービス計画の変更について準用する。

(管理者)

第46条 指定生活援助サービス事業者は、指定生活援助サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定生活援助サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定生活援助サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 [略]

(記録の整備)

第53条 [略]

2 指定生活援助サービス事業者は、利用者に対する指定生活援助サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 第49条第2項の規定による提供したサービスの内容等の記録

(2) 第56条第5号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、

(8)~(11) [略]

(12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問介護相当サービス計画の変更について準用する。

(管理者)

第46条 指定生活援助サービス事業者は、指定生活援助サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定生活援助サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定生活援助サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 [略]

(記録の整備)

第53条 [略]

2 指定生活援助サービス事業者は、利用者に対する指定生活援助サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 第49条第2項に規定する提供したサービスの内容等の記録

[新設]

その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- (3) 次条において準用する第24条の規定による本市への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び当該事故に際して採った処置の記録

### 3 [略]

(指定生活援助サービスの具体的取扱方針)

第56条 従業者の行う指定生活援助サービスの方針は、第44条に定める基本方針及び前条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 生活援助サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (4) 指定生活援助サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない

- (2) 次条において準用する第24条に規定する本市への通知に係る記録
- (3) 次条において準用する第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置の記録

### 3 [略]

(指定生活援助サービスの具体的取扱方針)

第56条 従業者の行う指定生活援助サービスの方針は、第44条に定める基本方針及び前条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 生活援助サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等を説明するものとする。

[新設]

場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(5) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(6) 前号の場合においては、市長に対し、速やかに同号に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。

(7) [略]

(管理者)

第60条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(利用料の受領)

第62条 [略]

2・3 [略]

4 前項第2号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに

[新設]

[新設]

(4) [略]

(管理者)

第60条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(利用料の受領)

第62条 [略]

2・3 [略]

4 前項第2号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定めると

食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）の例によるものとする。

5 [略]

（勤務体制の確保等）

第65条 [略]

2 [略]

3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、全ての介護予防通所介護相当サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 [略]

（記録の整備）

第70条 [略]

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する

ころによるものとする。

5 [略]

（勤務体制の確保等）

第65条 [略]

2 [略]

3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、全ての介護予防通所介護相当サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 [略]

（記録の整備）

第70条 [略]

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する

指定介護予防通所介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第73条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第24条の規定による本市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第69条第2項の規定による事故の状況及び当該事故に際して採った処置の記録

### 3 [略]

(指定介護予防通所介護相当サービスの具体的取扱方針)

第73条 指定介護予防通所介護相当サービスの方針は、第58条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

指定介護予防通所介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- [新設]
- (3) 次条において準用する第24条に規定する本市への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第69条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置の記録

### 3 [略]

(指定介護予防通所介護相当サービスの具体的取扱方針)

第73条 指定介護予防通所介護相当サービスの方針は、第58条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(6) [略]

(7) 介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(8) 指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10) 前号の場合においては、市長に対し、速やかに同号に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。

(11)～(14) [略]

(15) 第1号から第13号までの規定は、前号に規定する介護予防通所介護相当サービス計画の変更について準用する。

(管理者)

第78条 指定ミニデイサービス事業者は、指定ミニデイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければなら

(1)～(6) [略]

(7) 介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等を説明するものとする。

[新設]

[新設]

[新設]

(8)～(11) [略]

(12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防通所介護相当サービス計画の変更について準用する。

(管理者)

第78条 指定ミニデイサービス事業者は、指定ミニデイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければなら

ない。ただし、指定ミニデイサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定ミニデイサービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(記録の整備)

第81条 [略]

2 指定ミニデイサービス事業者は、利用者に対する指定ミニデイサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第49条第2項の規定による提供したサービスの内容等の記録

(2) 第84条第5号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 次条において準用する第24条の規定による本市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状

ない。ただし、指定ミニデイサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定ミニデイサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(記録の整備)

第81条 [略]

2 指定ミニデイサービス事業者は、利用者に対する指定ミニデイサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第49条第2項に規定する提供したサービスの内容等の記録

[新設]

(2) 次条において準用する第24条に規定する本市への通知に係る記録

(3) 次条において準用する第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況

況及び当該事故に際して採った処置の記録

3 [略]

(指定ミニデイサービスの具体的取扱方針)

第84条 指定ミニデイサービスの方針は、第76条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2)

(3) ミニデイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(4) 指定ミニデイサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(5) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(6) 前号の場合においては、市長に対し、速やかに同号に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。

(7)・(8)

及び当該事故に際して採った処置の記録

3 [略]

(指定ミニデイサービスの具体的取扱方針)

第84条 指定ミニデイサービスの方針は、第76条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2)

(3) ミニデイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等を説明するものとする。

[新設]

[新設]

[新設]

(4)・(5)

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に関する特例)

2 この要綱の施行の日から令和7年3月31日までの間、第31条第3項（第54条、第71条及び第82条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。